

補助金等に関する基本方針改定概要

1 改定理由

第1次行財政改革から第3次行財政改革までの取組において、旧町から続く補助率や補助対象経費の不均衡の見直しや、イベント補助金の不均衡の解消など、様々な取組を行ってきた中で、現在取組期間中の第4次行財政改革においても引き継ぎ、補助金等に関する基本方針に基づき毎年補助金の見直しを実施しているところです。

これまで、本方針の第4章の2「本基本方針の見直し」により行財政改革の取組期間の満了に合わせて見直しを行ってきましたが、第3次行革以降基本的な見直しの考え方については変更する必要がないことから、今回の改定により、これまで実施してきた補助金等の見直しの経緯について別添に分けて整理し、方針本文については基本的な考え方を示した普遍的な方針とするものです。

<今回の見直しの根拠>

～現行の「補助金等に関する基本方針」から抜粋～

第4章 その他

2 本基本方針の見直し

本方針は、第4次行財政改革大綱の取組期間の満了に合わせて見直しを行うこととします。ただし、見直しが必要であると判断した場合には、その都度、柔軟に見直しを行うこととします。

2 改定の主な内容

第1次行財政改革から行ってきた取組の経緯と課題をまとめ、これまでの取組の経緯や実績の詳細については別添に整理し、本市の財政状況を踏まえ、既存の補助制度を含む全ての補助制度について、できる限り財源の確保に努めること、また補助制度の財源となっている国府補助金等が廃止・抑制となった場合には、当該補助制度の見直しを行うことを新たに追加しました。

また、これまで行財政改革の取組期間満了に合わせて行うこととしてきた文言を削除し、概ね4年間に見直しを実施しなかった場合は、見直しの必要性について検討することとし、補助金制度の創設や見直しの際の基本的な方針となるよう整理したものです。